

菊陽町農業委員会議事録

令和5年7月10日（月）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年7月10日（月）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

2番 山川 登	3番 阪田 典人	4番 坂本 孝則
5番 原 正輝	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

1番 岩下久美夫

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣（欠席）

令和5年度第4回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の山川部長を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字中原3127番 外9筆

地目：田・畠

面積：24, 081m²

申請理由については、親子間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和5年7月4日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町の認定農業者であり、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は水稻や大豆を作付けされることがあります。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。
- ◆5番委員 申請者は本町の認定農業者で、本委員会の職務代理者も務めていただいています。申請地はこれまでも申請者がご自身で作付・管理をされていた農地で、所有農地の整理等を行う中で生前贈与を行うことになったことを確認しています。
これまで農地及び農業用機械の管理も適切に行われており、本申請農地についても適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。
- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
- 無いようですので、採決を行います。
- 議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。
- よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、関連がありますので、議案第1号番号2及び番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号2及び番号3を説明します。
- 譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：辛川字東原103番1 外1筆
地目：畠
面積：8, 033m²
- 申請理由については、賃貸借権の設定及び売買による所有権移転であります。
- この議案につきましては、令和5年7月4日に現地調査を実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P11をご覧ください。
- 本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、

お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の農業者であり、現在も農業所得があるため、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は人參などを作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

本案件では、譲受人は貸付け地を有しており、農業を営む場合は貸付け地の返却も検討すべきところですが、貸付先が本町の認定農業者であるため、解約すると貸しはがしの状態となることから不適切であると判断されます。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第1号番号2及び番号3について、1番委員が説明します。

申請者は本町在住の農業者で、子が退職し就農を希望していることから、今回改めて農地を取得し農業技術を子に継承させながら営農する計画です。購入する農地についても、相続の際に別の親族が譲受けましたが、当該譲受人が売却する意思を示したため、申請農地を守るため高額で農地を買受けることとなったと聞いています。農業用機械で不足しているものもありますが、菊陽アグリへの作業委託や周辺農家からの支援も見込め、農地管理も適切に行われると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2及び番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字上大谷3782番
地 目：畠
転用面積：6, 309m²
転用目的は、墓苑拡張です。
権利は、所有権の移転です。

この議案につきましても、現地調査を7月4日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P15をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地から除外された第一種農地で、原則転用は不可ですが、既存敷地の拡張にあたるため不許可の例外であると判断しています。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番推進委員 議案第2号の番号1について6番推進委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を置く宗教法人で、静岡県に本拠地を置くMG石材という法人と共同で墓苑を運営されています。本申請地は既存墓苑の隣接地にあたり、既存敷地内の墓地はほぼ完売で新たな事業用地が必要なことから既存敷地の拡張を計画されました。周辺に作付けされている農地はないため今回の転用で周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：沖野3丁目5800番42 です。

地 目：畠

転用面積：3, 524 m²

転用目的は、既存敷地拡張による牧草ロール置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を7月4日(火)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP16～P19をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は本町の農振農用地になっており、原則転用は不可ですが、農業用施設用地への用途変更がなされていることを確認しており、牧草ロール置場の整備は農業施設の整備と判断可能であるため不許可の例外であると判断しています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員 申請者は本町に生産拠点を置く農業生産法人です。

現在の敷地では以前から飼料に使用する牧草ロールの置場に苦慮されており、今回隣接地の地権者から農地を買受ける協議が整ったことから、牧草ロール置場の整備を計画されています。申請地は不耕作地で周辺には雨水用の貯水池もあることから今回の転用で周辺農地への影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字村上4259番 です。
地 目：畠
転用面積：5, 030 m²
転用目的は、一時転用による駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を7月4日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP20～P23をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は本町の農振農用地になっており、原則転用は不可ですが、申請地を一時的な利用に供するために行うものであるため不許可の例外であると判断しています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆ 6番推進委員

申請者は福岡県に本拠地を置く空調設備整備事業などを行う法人です。大型半導体企業JASMの建物内整備を請け負っておられ、既に工事に着手していますが、今後さらに200人規模の作業員増員が見込まれ、既存の駐車場では不足することから、一時転用で駐車場を整備する計画です。申請地周辺には同じく一時転用で整備した駐車場もあり、それと同様雨水の自然浸透処理を計画されているため周辺農地への影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号4を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字井手上4365番1 です。
地 目：畠
転用面積：2, 824 m²
転用目的は、牛舎の整備です。

この議案につきましても、現地調査を7月4日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP24～P27をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は本町の農振農用地になっており、原則転用は不可ですが、農業用施設用地への用途変更がなされていることを確認しており、牛舎の整備は農業施設の整備と判断可能であるため不許可の例外であると判断しています。

また、現地はすでにかなり以前から牛舎が建設されており、農地転用手続

を怠っていたと推測されるため、始末書の提出がなされております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員である私からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆ 6番推進委員 申請者は大津町に本拠地を置く農業生産法人で、認定農業者です。
申請地はかなり以前から牛舎として使用されており、申請者の代表の祖父が整備したものと確認しています。現状に併せた農地転用であり、始末書の提出もあってのことから、今回の転用で周辺農地への影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和5年6月29日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP4からP10をご覧ください。
利用権設定が13件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP11、別紙報告のP2からP5をお願いします。「許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和5年7月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人